

魚津市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規則に基づき、魚津市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(移住支援金の交付)

第2条 市長は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、富山県と共同して行う移住支援事業・マッチング支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から魚津市に移住した者が、移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

2 移住支援金の交付については、富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第3条 移住支援金の額及び交付要件は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の身分を証する書類又はその写し
- (2) 移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類
- (3) 別表第2に掲げる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに魚津市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合は、その旨を理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対し、前条に規定する交付決定の日から3月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、第3条に規定する交付要件を満たしていることを確認する

ため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 移住支援金の申請日から3年未満の間に富山県外に転出した場合

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 県知事が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消した場合

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内の間に富山県外に転出した場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の返還を交付決定者に命ずることができる。

(1) 前項第1号から4号までのいずれかに該当した場合 助成金の全額

(2) 前項第5号に該当した場合 助成金の半額

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県知事と市長が協議して定める。

附 則 (令和3年5月18日魚津市告示第155号)

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年5月1日魚津市告示第86号)

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	金額又は交付要件			
1 支援金の額	1世帯につき、100万円（単身世帯の場合にあっては、60万円）とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。			
2 交付要件	<p>次に掲げる（1）及び（4）の要件並びに（2）又は（3）の要件のいずれかに該当する者を支援金の対象とする。ただし、単身世帯の場合にあっては、（4）の要件を除く。</p> <table border="1" data-bbox="475 611 1442 2058"> <tr> <td data-bbox="475 611 778 2058">（1） 移住等に関する要件</td> <td data-bbox="778 611 1442 2058"> <p>ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>（ア） 魚津市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤（以下「通勤」という。）していたこと。</p> <p>（イ） 魚津市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏内の条件不利地域以外に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間は、住民票を異動する日の3月前までの日を当該1年の起算点とすることができる。</p> <p>（ウ） （ア）及び（イ）の規定に関わらず、東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し</p> </td> </tr> </table>		（1） 移住等に関する要件	<p>ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>（ア） 魚津市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤（以下「通勤」という。）していたこと。</p> <p>（イ） 魚津市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏内の条件不利地域以外に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間は、住民票を異動する日の3月前までの日を当該1年の起算点とすることができる。</p> <p>（ウ） （ア）及び（イ）の規定に関わらず、東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し</p>
（1） 移住等に関する要件	<p>ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>（ア） 魚津市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内に通勤（以下「通勤」という。）していたこと。</p> <p>（イ） 魚津市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏内の条件不利地域以外に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間は、住民票を異動する日の3月前までの日を当該1年の起算点とすることができる。</p> <p>（ウ） （ア）及び（イ）の規定に関わらず、東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し</p>			

		<p>、東京23区内の企業へ就職した者については、当該就学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p> <p>イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 平成31年4月1日以降に魚津市に転入したこと。</p> <p>(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以下の間であること。</p> <p>(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、魚津市に継続して居住する意思を有していること。</p> <p>ウ その他の要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(ウ) その他県知事又は市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>
	<p>(2) 就業等に関する要件</p>	<p>ア 一般の場合、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(イ) 就業先が、富山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に基づき就業した法人(富山県が移住支援金の対象とする個人事業主及び法人格を有しない団体を含む。以下同じ。)であること。</p> <p>(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法</p>

		<p>人への就業でないこと。</p> <p>(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。</p> <p>(オ) 当該法人に係る求人が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降の応募であること。</p> <p>(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。</p> <p>(ウ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p> <p>ウ テレワークにより移住した場合、次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業</p>
--	--	---

		<p>務を引き続き行うこと。</p> <p>(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>エ 市に関わりを有する者（以下「関係人口」という。）の場合は、申請日前の3年以内に2回以上、市が主催する市内で滞在を伴う事業（観光目的又は不特定多数が参加する事業を除く）に参加した事が確認できた者であること。</p>
	<p>(3) 起業に関する要件</p>	<p>申請日前1年以内に県知事が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
	<p>(4) 单身以外の世帯に関する要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること。</p> <p>ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。</p> <p>エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、申請時において転入後3月以上1年以下の間であること。</p> <p>オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>

別表第2（第4条関係）

区分	申請に必要な書類
(1) 東京23区以外の東京圏から東京23区内への通勤者	東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主	ア 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） イ 個人事業主等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
(3) 東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者	ア 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類） イ 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
(4) 世帯向けの金額を申請する場合	移住元の住民票の除票の写し等（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
(5) 移住支援金（就業の場合）申請者	就業先企業等の就業証明書（様式第2号の1）
(6) 移住支援金（テレワークの場合）申請者	所属先企業等の就業証明書（テレワーク）（様式第2号の2）
(7) 移住支援金（起業の場合）申請者書類	起業支援金の交付決定通知書

様式第1号（第4条関係）
魚津市長 あて

年 月 日

魚津市移住支援金交付申請書

魚津市移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて移住支援金の交付を申請します。

なお、現住所の確認にあたり、住民基本台帳への照会を行うことに同意します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年	月 日
住所	〒	電話番号	自宅携帯
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別記1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別記2「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、魚津市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 魚津市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京23区内の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区内への在勤履歴

※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区内での在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合は、移住支援金の支給対象となりません。

様式第1号（第4条関係）

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
所在地	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

7 （関係人口による移住者のみ記載）申請日前の3年以内に参加した市の主催事業

※2回以上の参加でかつ市に滞在したことが条件となります。

参加期間	参加事業名	宿泊先
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

8 移住支援金振込先

振込先金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	振込先口座番号	
フリガナ			
振込先口座名義			

※市町村担当課記入欄（関係人口による移住者のみ）

事業実施計画に添付した「関係人口対象範囲」の具体的な要件との適合		A. 適合する		B. 適合しない
「A. 適合する」の場合 申請者の関係人口要件（概要）				

様式第1号（別記1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、魚津市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に富山県外に転出した場合：全額
 - （3）富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び魚津市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富山県外に転出した場合：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

様式第1号（別記2）

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

富山県及び市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県及び市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

魚津市長 あて

所在地
 法人名
 代表者名
 電話番号
 担当者（職・氏名）

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
求人への応募方法	
とやまUターンガイド 求人番号	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※とやまUターンガイド掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を富山県及び魚津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第4条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地
法人名
代表者名
電話番号
担当者（職・氏名）

就業証明書（テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を富山県及び魚津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

魚津市長

魚津市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市移住支援金については、魚津市移住支援金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、交付することに決定しましたので通知します。

交付金の額 金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

（備考）

- 1 魚津市は、魚津市移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に富山県外に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び魚津市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に富山県外に転出した場合：半額
- 2 魚津市は、富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び魚津市移住支援金交付要綱の規定に基づき、富山県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。